

【対策本部会議次第】

第1回 青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る  
危機対策本部会議

日時：令和8年4月22日（水）

12：00～

場所：県庁南棟2階 第三応接室

次 第

- 1 開会
- 2 高病原性鳥インフルエンザの発生について
- 3 本部長指示事項等
- 4 閉会

# 高病原性鳥インフルエンザの発生について

令和8年4月21日(火)、東北町の家きん飼養農場で、高病原性鳥インフルエンザが発生  
概要は次のとおり

## 1 発生農場の概要

- (1) 所在地：上北郡東北町
- (2) 飼養羽数：採卵鶏 約23万羽
- (3) 飼養形態：ケージ飼い、8鶏舎（開放システム鶏舎）

## 2 経緯

- (1) 農場から県への通報
  - ・日時：4月21日(火) 11時20分
  - ・内容：4月16日(木)から死亡家きんが増加（平均11羽→45羽）
- (2) 農場への立入検査、簡易検査
  - ・中央家畜保健衛生所が立ち入りし、A型インフルエンザウイルス簡易検査を実施
  - ・同日14時50分、10羽中10羽で陽性を確認
- (3) 確定検査
  - ・4月22日(水) 10時 中央家畜保健衛生所での確定検査（遺伝子検査）の結果陽性、農林水産省と協議開始
- (4) 危機対策本部会議設置
  - ・同日12時 農林水産省が疑似患畜と確定、危機対策本部会議設置

### <参考>

#### ①発生農場の周辺農場

- 半径3km以内（移動制限）：農場なし
- 半径3～10km以内（搬出制限）：2農場（約12万羽）

#### ②同一事業者が経営する農場

- （移動制限）2農場（約6万羽）

# 発生農場での防疫作業について

## ■ 当面の作業シフト・動員計画（必要に応じて見直し）

(1) 4月22日（水）12時

- ・発生農場での防疫作業（鶏の殺処分等）開始、制限区域の設定及び消毒ポイント設置・稼働
- ・県職員及び県産業技術センター職員による、1班当たり約60人体制で防疫作業を開始予定
- ・発生農場の防疫作業は、1日延べ約240人体制、6時間（実働4時間）の4交代制

※2日目途中から順次、民間事業者置き換わる見込み

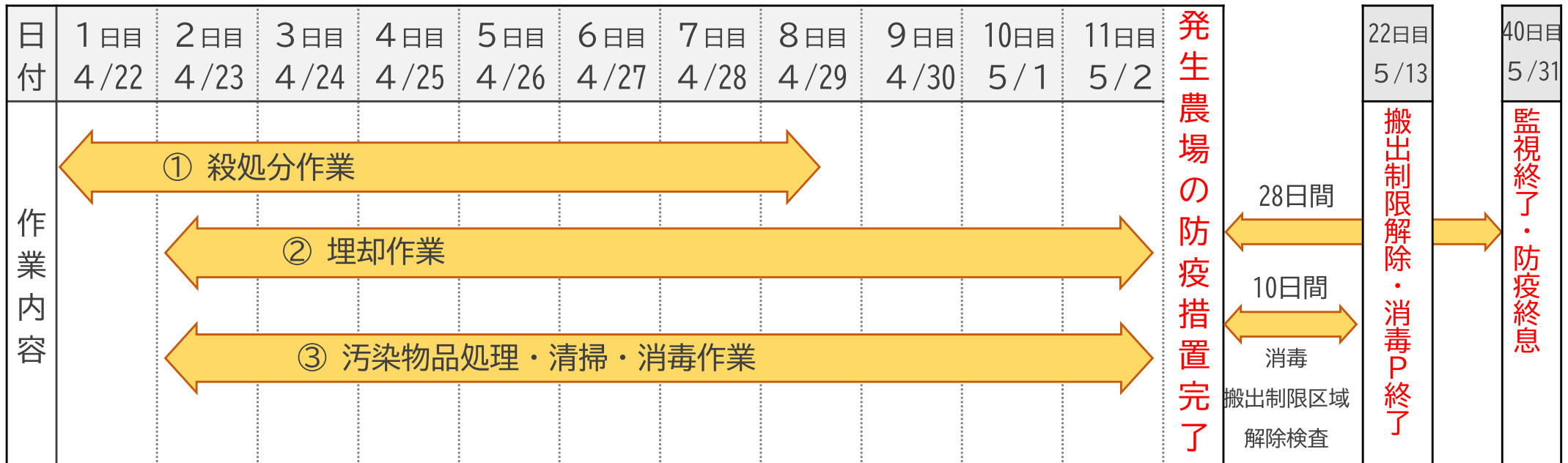
(2) 東北町（発生市町村）及び上北管内市町村は、集合施設や現場事務所の運営等に協力

(3) 上北農村整備建設協会の業者が埋却作業を担当

## ■ 防疫措置期間（見込み）

発生農場の防疫措置完了までは11日間の見込み

- ・殺処分作業：1～8日目の8日間、
- ・埋却作業：2～11日目の10日間
- ・汚染物品処理・清掃・消毒作業：2～11日目の10日間



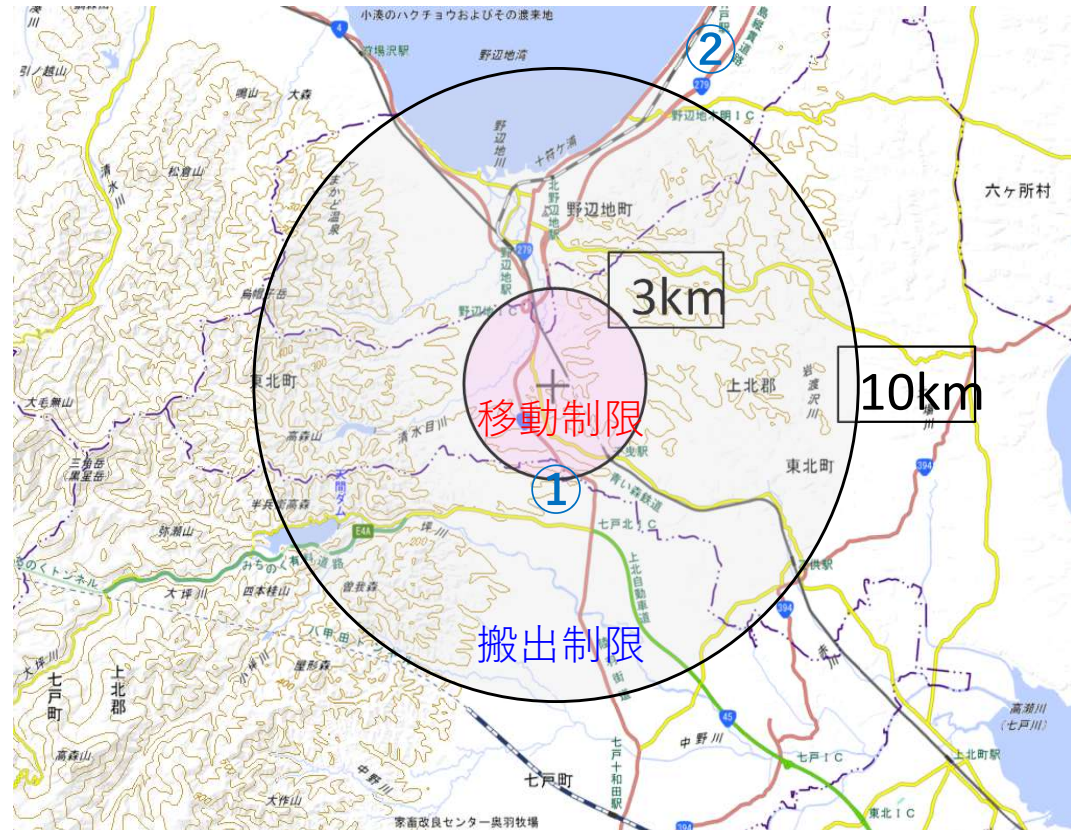
# 制限区域及び消毒ポイントについて

## ■ 移動・搬出制限区域

区 域	農場数	飼養羽数
移動制限区域 (半径3km以内)	0	なし
搬出制限区域 (半径3～10km以内)	2	約12万羽

## ■ 消毒ポイント

番号	名称	所在地
緊急	現地	発生農場入口
①	日本中央の碑公園駐車場	東北町家ノ下夕39-5
②	旧有戸小学校	野辺地町小沢平2-2



# 今後の対応について

## ■ 疫学調査

- 国と県が協力して速やかに調査を実施  
発生農場における過去21日間の家きん、人及び車両の出入り等に関する情報を収集し、病原体の侵入経路等を調査

## ■ 情報提供

- 注意喚起  
家きん飼養者に対して本事案を踏まえ注意喚起するとともに、市町村、関係団体等へ情報提供を随時実施  
また、県民に対しては死亡した野鳥に接触しないよう注意喚起
- 風評被害の防止  
感染した卵及び鶏肉が市場に出回ることはないこと、また、我が国では、これらを食べたことにより人が鳥インフルエンザに感染した事例は報告されていないことをPR
- 相談窓口の設置  
本庁及び出先機関に相談窓口を設置
  - ・家畜・畜産物関係 → 畜産課
  - ・人の健康関係 → 保健衛生課、各保健所
  - ・野鳥関係 → 自然保護課
- 定例記者発表の開催  
本日以降、当面、毎日15時から、県庁北棟222会議室において記者発表を開催

## 青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る危機対策本部会議

### 【本部長指示事項】

ただ今、農林水産部長から説明がありましたとおり、本県では3年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザが発生しました。

本病は、初動対応が重要となりますので、以下の4点について、的確に対応するよう指示します。

- 1 防疫対応に当たっては、疲労や気温差による体調への影響が懸念されることから、作業員の健康管理を徹底するとともに、後発地震注意情報や暴風警報が発表されている中での作業となるため、安全確保に留意すること。
- 2 関係部局が緊密に連携し、全庁挙げた対応により防疫措置を着実に進め、ウイルスを封じ込めること。
- 3 現場の状況をしっかりと把握して、県民に正確な情報を迅速に伝えること。
- 4 家きんの飼養者に対して、発生防止に向けた飼養衛生管理の徹底を改めて指導すること。

以上、対応に万全を期してください。

## 青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る危機対策本部会議

### 【知事メッセージ】

本県では、3年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザが東北町内の農場で発生しました。

今後、国と連携して原因究明に努めるとともに、徹底した防疫措置を迅速に進め、感染拡大防止に万全を尽くしていきます。

発生農場では、卵を生産していますが、感染のおそれのある卵は市場に流通していません。また、我が国では、これまで家きんの肉及び卵を食べたことにより、鳥インフルエンザに感染した事例は報告されていませんので、県民の皆様には、これまでどおり、県産の卵の御愛用をお願いします。

なお、家きんの飼養者の皆様におかれましては、引き続き、飼養衛生管理を徹底して、発生防止対策に万全を期すとともに、特に、早期発見・早期通報を徹底していただきたいと思います。